

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業を実施する民間事業者の選定について、総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び西宮市契約規則（昭和 39 年規則第 26 号）第 3 条の規定により公告する。

令和 2 年 1 月 6 日

西宮市長 石井 登志郎

1. 入札に付する事項

(1) 事業名称

西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業（以下「本事業」という。）

(2) 本事業の概要

現中央体育館及びテニスコートは、西宮市（以下「市」という。）が委託する指定管理者が運営を行っている。事業者は、現中央体育館での運営を維持しながら、多目的グラウンドの敷地に新体育館の整備を行って供用開始した後、現中央体育館及び陸上競技場を解体の上、新陸上競技場等の整備を行う。なお、テニスコート、中屋町駐車場は、引き続き既存施設を活用する。

また、本施設は、災害時に地域防災拠点及び避難所としての活用が見込まれていることから、主に自衛隊等応援部隊が活動拠点として駐屯する場合を想定し、地域防災拠点と避難所に求められる機能・設備を用意する。

ア 事業用地

施設名称	西宮中央運動公園		
所在地	西宮市河原町 1-16, 2、中屋町 8-1, 10		
事業対象敷地面積	65,153.25 m ² ：都市公園区域 ※内 61,018.60 m ² ：都市計画公園区域…整備対象敷地面積 4,134.65 m ² ：テニスコート用地…維持管理のみ 中屋町駐車場 1,500 m ² ：都市公園区域外…維持管理のみ		
既存施設	整備対象敷地内	<ul style="list-style-type: none"> ・中央体育館（バスケットボール 2 面） ・武道場（柔道 1 面、剣道 1 面）、格技場（柔道 2 面分） ・西宮スポーツセンター（マシンジム、プレイングルーム、卓球場等） ・中央多目的グラウンド（1 面） ・陸上競技場（第 4 種公認 400m トラック、ベンチ観客席 500 席） ・中央運動公園有料駐車場（92 台）等 	解体対象
		<ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留槽（450 m³） 	継続利用

イ 本事業の施設構成

区分		諸室名・内容	整備対象事業期	
本 件 施 設	本 施 設	新中央体育館 武道場	メインアリーナ、サブアリーナ、メインアリーナ観覧席、武道場、会議室（多目的室）、救護室、エントランス、更衣・シャワー室、男女トイレ、多目的トイレ、管理事務室、市担当課分室、放送室、器具庫、授乳室、談話室、機械室等	I 期
		新陸上競技場	トラック・フィールド、観覧席（メインスタンド）、その他観覧スペース（芝生スタンド等）、更衣・シャワー室、器具庫、トイレ、控室、会議室など	II 期
	公 園 等 施 設	公園施設	子どもの遊び場、ちびっこ広場	II 期
			多目的広場、四阿（あずまや）等の休憩施設、トイレ、ウォーキング・ランニングコース、屋外多目的コート（壁打ち）	II～III 期
			エントランス広場	III 期
			園路・通路、駐輪場・駐車場、外灯等	I～III 期
	公 園 等 施 設	防災施設	防災備蓄倉庫、臨時ヘリポート（陸上競技場フィールド内）、マンホールトイレ、防災行政無線屋外拡声子局、井戸、防災サイン、防火水槽など	II～III 期
			雨水貯留槽 （既存に追加して新設）	II 期 維持管理運営対象外（整備のみ）
			公園管理倉庫 （既存大気汚染常時監視測定局を撤去し新設）	32 m ² 程度（16 m ² ×2室） 公園管理倉庫、大気汚染常時監視測定局
	既 存 施 設	テニスコート（継続利用）	テニスコート、クラブハウス、更衣室、トイレ	工事対象外 （維持管理運営のみ）
中屋町駐車場（継続利用）		駐車場 52 台 ※今後 51 台（一般 48 台、障害者用 3 台）に変更予定。		
民間提案施設		事業者提案による民間施設	提案による	

※上記以外に、以下の施設等の整備を含む。

a 整備対象敷地内

- (a) 計画地南西側の青木町交差点に面した角地に、本事業とは別に建設する公共施設の造成（II 期）（※消防署の予定地として検討）

b 整備対象敷地外伴

- (a) 市道西第 715 号線の道路改良工事に伴う歩道の整備（詳細設計及び施工のみ）

(3) 事業方式

本事業は、P F I法に基づき実施するものとし、事業者は、中央体育館及び陸上競技場並びに公園施設等（以下「本施設」という。）の設計業務及び建設業務を行った後、市に所有権を移転し、事業期間中において運営業務及び維持管理業務を実施するB T O方式（Build Transfer Operate）とする。（一部B T方式となる部分あり）

(4) 事業期間

ア I期（新中央体育館等の整備運営、テニスコート等既存施設の運営）

スケジュールは以下を最終期限とし、事業者の提案に委ねる。

なお、事業者の提案により、I期整備対象施設（新中央体育館）の供用開始時期が、以下の期限より早期となった場合は、I期整備対象施設の供用開始日から20年間とする。

既存多目的グラウンド解体期間及び埋蔵文化財確認調査期間※	令和3（2021）年1月～令和4（2022）年3月
I期整備対象施設の建設期間	令和4（2022）年4月～令和6（2024）年3月
I期整備対象施設の引き渡し日	令和6（2024）年3月末日
（I期整備対象の開業準備期間） ※事業者の提案による	令和6（2024）年4月～令和6（2024）年5月 （2ヶ月）
I期整備対象施設及び既存施設の運営・維持管理期間	令和6（2024）年6月～令和26（2044）年5月 （20年）

※事業者は既存多目的グラウンドの解体後、すみやかに埋蔵文化財の確認調査を実施すること。本発掘調査は、掘削工事等と並行して調査を実施するなど、必要コストが最小となるように努め、実施方法については市と協議すること。

イ II期（新陸上競技場及び遊び場等の整備運営）

スケジュールは以下を最終期限とし、事業者の提案に委ねる。

なお、事業者の提案により、II期整備対象施設（新陸上競技場及び遊び場、雨水貯留槽、外構、駐車場等）の供用開始時期が、以下の期限より早期となった場合も、II期整備対象施設の運営・維持管理期間の終了は、I期整備対象施設の運営・維持管理期間終了日とする。

現中央体育館、現陸上競技場、スポーツセンター解体期間及び埋蔵文化財確認調査期間※	令和6（2024）年6月～令和6（2024）年12月
公共施設建設用地の敷地造成期間	令和7（2025）年1月～令和7（2025）年2月
II期整備対象施設の建設期間（開業準備期間を含む）	令和7（2025）年3月～令和8（2026）年2月
II期整備対象施設の引き渡し日	令和8（2026）年2月末日
II期整備対象施設の運営・維持管理期間	令和8（2026）年3月～令和26（2044）年5月 （I期整備対象施設の運営・維持管理期間終了日）

※I期の取り扱いに準じる。

ウ III期（民間提案施設及びエントランス広場等の整備運営）

スケジュールは以下を最終期限とし、事業者の提案に委ねる。

なお、事業者の提案により、民間提案施設を除くIII期整備対象施設（外構施設）の供用開始時期が、以下の期限より早期となった場合も、III期整備対象施設の運営・維持管理期間の終了は、I期整備対象施設の運営・維持管理期間終了日とする。

III期整備対象施設及び民間提案施設の建設期間（開業準備期間を含む）	令和6（2024）年6月～令和8（2026）年2月
III期整備対象の運営・維持管理期間	令和8（2026）年3月～令和26（2044）年5月 （I期整備対象施設の運営・維持管理期間終了日）

（5）業務範囲

ア 統括管理業務

- （ア）統括マネジメント業務
- （イ）総務・経理業務
- （ウ）事業評価業務

イ 施設整備業務

- （ア）設計業務及び設計関連業務
- （イ）建設及び建設関連業務
- （ウ）既存施設の解体・撤去関連業務
- （エ）工事監理業務
- （オ）備品等の設置業務
- （カ）その他の業務

ウ 開業準備業務

- （ア）供用開始前の広報活動
- （イ）供用開始前の予約受付業務
- （ウ）開館式典、内覧会等の実施業務
- （エ）開業準備期間中の本施設の維持管理業務

エ 維持管理業務

- （ア）建築物保守管理業務
- （イ）建築設備保守管理業務
- （ウ）備品等保守管理業務
- （エ）公園等施設保守管理業務
- （オ）植栽維持管理業務
- （カ）清掃業務
- （キ）環境衛生管理業務
- （ク）警備業務
- （ケ）修繕・更新業務

オ 運営業務

- (ア) 運営管理業務
- (イ) 駐車場管理運営業務
- (ウ) 利用料金の収受及び還付業務
- (エ) 大会・イベント等運営支援業務
- (オ) 広報・誘致業務
- (カ) 公益財団法人日本陸上競技連盟公認取得申請及び公認再取得業務
- (キ) 災害時対応業務
- (ク) 自主事業
- カ 民間提案施設業務

2. 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 参加者の構成

(ア) 入札参加者は、本施設の設計に当たる者（以下「設計企業」という。）、工事監理に当たる者（以下「工事監理企業」という。）、建設に当たる者（以下「建設企業」という。）、運営に当たる者（以下「運営企業」という。）、維持管理に当たる者（以下「維持管理企業」という。）、その他業務に当たる者（提案は任意。以下「その他企業」という。）及び民間提案施設業務に当たる者（提案は任意。以下「民間提案施設企業」という。）の複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とすること。

(イ) 入札参加グループは、特別目的会社（SPC）に出資する企業でSPCから直接業務を請け負う者（以下「構成員」という。）とSPCに出資しない企業でSPCから直接業務を請け負う者（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して以下「構成企業」という。）で構成すること。入札参加グループは、構成員と民間提案施設企業のみとすることも可能とする。

(ウ) 構成員及び協力企業は、SPCから請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができる。その場合、当該委託又は請負に係る契約の締結後速やかに市に通知すること。

イ 構成員・協力企業・代表企業の選定

入札参加者は、入札参加資格審査申請時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。また、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が入札参加資格審査の申請及び入札手続きを行うこと。

ウ 複数業務の禁止

同一者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、建設業務と工事監理業務を同一の者、又は資本関係若しくは人的関係のある者が兼ねてはならない。

※資本関係のある者

次のいずれかに該当する者。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法

第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

※人的関係のある者

次のいずれかに該当する者。ただし、(ウ)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

(ウ) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合。

(エ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

エ 複数提案の禁止

入札参加者の構成員、協力企業及びこれらの企業と資本関係若しくは人的関係のある者は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることができない。

(2) 入札参加者の参加資格要件

ア 入札参加者の参加資格要件（共通）

入札参加者の構成企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

(ア) 西宮市指名停止基準に基づく指名停止期間中の者。

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団。

(ウ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。

(エ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。

(オ) 選定委員会の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者。

(カ) 市が本事業について、アドバイザー業務を委託した以下の者と資本関係又は人的関係のある者。

a パシフィックコンサルタンツ株式会社

b 日比谷パーク法律事務所

(キ) 次のいずれかに該当する者。

a 法人でない者。

b 次のいずれかに該当する者。

・旧会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通

省の入札参加資格認定を受けている者を除く。

- ・民事再生法（平成 12 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- ・会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者。
- ・旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。

c 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人

- ・成年後見人若しくは被補佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者。
- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者。
- ・禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。
- ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者。

d 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人。

e 親会社等が b から d までのいずれかに該当する法人。

(ク) P F I 法第 9 条に示される欠格事由に該当する者。

イ 入札参加者の参加資格要件（業務別）

設計、工事監理、建設、運営、維持管理、その他、及び民間提案施設の各企業は、上記アの要件の他にそれぞれ次の入札参加資格要件を満たすこと。

なお、入札参加資格要件において、建築施設及び公園施設を下記のとおり定義する。

区分		諸室名・内容
建築施設	新中央体育館 武道場	メインアリーナ、サブアリーナ、メインアリーナ観覧席、武道場、会議室（多目的室）、救護室、エントランス、更衣・シャワー室、男女トイレ、多目的トイレ、管理事務室、市担当課分室、放送室、器具庫、授乳室、談話室、機械室等
	新陸上競技場	トラック・フィールド、観覧席（メインスタンド）、その他観覧スペース（芝生スタンド等）、更衣・シャワー室、器具庫、トイレ、控室、会議室など

区分	諸室名・内容
公園施設	子どもの遊び場、ちびっこ広場
	多目的広場、四阿(あずまや)等の休憩施設、トイレ、ウォーキング・ランニングコース、屋外多目的コート(壁打ち)
	エントランス広場
	園路・通路、駐輪場・駐車場、外灯等

(ア) 設計企業

a 建築施設設計企業

建築施設設計企業は構成員又は協力企業とし、(a)から(c)までの要件を満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を単独で全て満たし、他の者は(a)の要件を満たすこと。

- (a) 建築士法第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- (b) 平成 16 年 4 月 1 日以降に完了したもので、延べ床面積 5,000 m²以上の屋内体育施設(体育館等のアリーナ部分を有するもの)の実施設計の元請実績を有していること。
- (c) 建築施設設計企業と、入札参加資格審査の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である管理技術者(建築施設設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。)を配置すること。なお、原則として管理技術者の変更は認めないが、市が必要と認めた場合に限り、管理技術者を変更することができる。

b 公園施設設計企業

公園施設設計企業は構成員又は協力企業とし、(a)から(b)までの要件を満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を単独で全て満たし、他の者は(a)の要件を満たすこと。

- (a) 建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号)第 2 条の規定に基づく造園部門、道路部門、下水道部門の建設コンサルタント登録を行っていること。
- (b) 平成 16 年 4 月 1 日以降に完了したもので、都市公園法第 2 条の規定に基づく敷地面積が 10,000 m²以上の都市公園の基本設計又は実施設計の元請実績を有していること。

(イ) 工事監理企業

a 建築施設工事監理企業

建築施設工事監理企業は構成員又は協力企業とし、(a)から(c)までの要件を満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を単独で全て満たし、他の者は(a)の要件を満たすこと。

- (a) 建築士法第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。

- (b) 平成 16 年 4 月 1 日以降に完了したもので、延べ床面積 5,000 m²以上の屋内体育施設（体育館等のアリーナ部分を有するもの）の工事監理の元請実績を有していること。
 - (c) 建築施設工事監理企業と、入札参加資格審査の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である工事監理者（建築基準法第 5 条の 4 第 4 項の規定による工事監理者をいう。）を建設業務実施中に専任かつ常駐で配置すること。なお、原則として工事監理者の変更は認めないが、市が必要と認めた場合に限り、工事監理者を変更することができる。
- b 公園施設工事監理企業
- 公園施設工事監理企業は構成員又は協力企業とし、(a) から (b) までの要件を満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも 1 者は次の要件を単独で全て満たし、他の者は (a) の要件を満たすこと。
- (a) 建設コンサルタント登録規程第 2 条の規定に基づく造園部門、道路部門、下水道部門の建設コンサルタント登録を行っていること。
 - (b) 平成 16 年 4 月 1 日以降に完了したもので、都市公園法第 2 条の規定に基づく敷地面積が 10,000 m²以上の都市公園の基本設計、実施設計又は工事監理の元請実績を有していること。

(ウ) 建設企業

建設企業は構成員とし、a から d までの要件を満たすこと。本業務を複数の者で行なう場合は、少なくとも 1 者は次の要件を単独で全て満たす構成員とし、他の者は a の要件を満たす構成員又は協力企業とすること。

- a 建設業法別表第 1 の左欄に掲げる建設工事の種類のうち、当該構成員又は協力企業が実施する工事に対応した工種に該当する業種分類（「土木一式工事」、「建築一式工事」、「電気工事」、「管工事」又は「造園工事」）について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- b 「建築一式工事」について、建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査の結果の総合評定値が、市内建設業者にあつては 1,000 点以上、それ以外の者にあつては 1,200 点以上であること（入札参加資格審査の受付日に有効期限内であること）。
- c 平成 16 年 4 月 1 日以降に完了したもので、延べ床面積 5,000 m²以上の屋内体育施設（体育館等のアリーナ部分を有するもの）の施工の元請実績を有していること。共同企業体の構成員としての実績は、構成員数が 2 社の場合は 30% 以上の出資比率の場合、構成員数が 3 社の場合は 20% 以上の出資比率がある場合のものに限る。
- d 建設企業と、入札参加資格審査の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある、建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任かつ常駐で配置すること。なお、原則として工事監理者等の変更は認めないが、市が必要と認めた場合に限り、工事監理者等を変更することができる。

(エ) 運営企業

運営企業は構成員とし、a及びbの要件を満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を単独で全て満たす構成員とし、他の者はbの要件を満たす構成員又は協力企業とすること。

- a 平成21年4月1日以降に、スポーツ施設（体育館等）に係る2年以上の運営実績を有すること。
- b 業務を実施するために必要となる資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。

(オ) 維持管理企業

維持管理企業は構成員又は協力企業とし、a及びbの要件を満たすこと。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を単独で全て満たし、他の者はbの要件を満たすこと。

- a 平成21年4月1日以降に、スポーツ施設体育館等に係る2年以上の維持管理実績を有すること。
- b 業務を実施するために必要となる資格許可、登録、認定等及び資格者を有すること。

(カ) その他企業

上記（ア）～（オ）の業務に当たらない者が参加する場合は、その他業務に当たる者として参加するものとする。その他業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、aの要件を満たすこと。

- a 業務を実施するために必要となる資格（許可、登録、認定等及び資格者を有すること。）

(キ) 民間提案施設企業

民間提案施設企業はa及びbの要件を満たすこと。SPCへの出資の要否は問わない。

- a 入札参加資格までに入札参加者が提案する民間提案施設業務と同種事業の運営実績を有していること。
- b 民間提案施設業務の遂行において、必要となる資格（許可、登録、認定等及び資格者を有すること。）

ウ 市内事業者に対する契約に関する事項

事業者は、施設整備業務を行う者のうち、主たる営業所を西宮市内に有する者（以下「市内事業者」という。）の扱いについて、下記を遵守すること。

事業者は、施設整備業務において、下記に示す（ア）及び（イ）の合計額又は（ア）及び（イ）のいずれかの額（以下これらを総称して「市内事業者契約額」という。）の、落札金額のうち施設整備業務に係る対価（ただし割賦金利を除く）に対する割合を20%以上としなければならない。

（ア）市内事業者が入札参加グループの構成企業として参加する場合の、各構成企業の分担事業費。

（イ）市内事業者が入札参加グループの構成企業から直接業務の一部を受託又は請け負う場合の契約金額の合計額。

ただし、(イ)の場合の市内事業者が、入札参加グループの構成企業として参加した市内事業者から直接業務の一部を受託又は請け負う場合の契約金額は、市内事業者契約額に含めないものとする。

エ 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、資格審査受付日とする。

3. 契約条項を示す場所及び期間

入札説明書等については、市のホームページにおいて公表する。なお入札説明書等は、次の書類により構成される。

- ・ 入札説明書
- ・ 要求水準書
- ・ 様式集
- ・ 落札者決定基準
- ・ 基本協定書 (案)
- ・ 事業契約書 (案)

4. 入札の場所及び日時

(1) 場所

西宮市役所産業文化局 文化スポーツ部 スポーツ推進課

(2) 日時

令和2(2020)年6月26日(金)から6月30日(火)の8時30分から17時まで(ただし、土日及び平日の正午から13時を除く。なお、6月30日(火)は15時までを提出期限とする。)。なお、持参する際は事前に市に連絡をすること。

(3) 提出方法

持参によるものとする。

5. 入札に関する条件

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、以下の禁止事項に抵触した場合には、本事業への入札参加資格を失うものとする。

- ア 入札にあたって、入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。
- イ 入札にあたって、入札参加者は競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格及び提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格及び提案内容等を定めなければならない。
- ウ 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して、入札価格及び提案内容等を

意図的に開示してはならない。

- エ 入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業に関して、西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備 PFI 事業者選定委員会の委員に面談を求めたり、自社の P R 資料を提出したりする等によって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけてはならない。

(2) 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 入札提案書類作成要領

入札提案書類を作成するにあたっては、別添資料 2 「様式集」に示す指示に従うこと。

(4) 入札のとりやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、又はその恐れがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させない、又は入札の執行を延期、若しくはとりやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(5) 入札の辞退

入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、入札を辞退する場合は、入札提案書類提出期限までに、別添資料 2 「様式集」様式 2-13 「入札辞退届」を西宮市スポーツ推進課まで提出すること。

6. 入札の無効に関する事項

入札参加資格がない者及び虚偽の申請を行った者の行った入札並びに入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、市により入札参加資格の確認を受けた者であっても、確認の後、入札参加資格を失った場合は、入札を無効とする。

7. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

選定事業者は、市に対し、初期投資費用に相当する金額（サービス対価 A 及び B の合計から割賦金利を差し引いた金額。本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を納付するものとする。

ただし、契約保証金は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 銀行又は市が確実に認める金融機関の保証

イ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に基づき登録を受けた保証事業会社の保証

また、市は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

ウ 事業者が保険会社との間に市を被保険者とし、施設整備費相当（サービス対価 A 及び B

の合計から割賦金利を差し引いた金額。本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険契約を締結したとき。

- エ 市が事業者から委託を受けた保険会社との間で施設整備費相当(サービス対価A及びBの合計から割賦金利を差し引いた金額。本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上に相当する金額を保証金額とする工事履行保証保険契約を締結したとき。

(8) 契約の締結に関する事項

市は、市議会定例会において、本施設を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条に規定する公の施設として指定し、西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、事業者を運営・維持管理期間中の指定管理者に指定する。(指定を行う市議会定例会については、令和2(2020)年12月定例会への議案提出を予定しているが、事業者の提案するスケジュールに応じて協議の上決定する。)

(9) 契約書作成に関する事項

契約書の作成に係る落札者又は選定事業者側の弁護士費用、印紙代等、契約書の作成に要する費用は、落札者又は選定事業者の負担とする。

(10) 再度入札に関する事項

なし。

(11) 部分払いに関する事項

なし。

(12) その他の事項

本事業の担当は、西宮市役所産業文化局 文化スポーツ部 スポーツ推進課とする。

〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10-3

電話：0798-35-3426

FAX：0798-35-4045

E-Mail：vo_k_shatai@nishi.or.jp